

平成28年度 国立大学法人北海道教育大学 年度計画

平成28年3月31日 文部科学大臣届出

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】 教員就職率 75%の確保に向けて、学士課程教育では以下の取組を進める。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 教育課程の体系性(ナンバリング等で明確化)や理論と実践の往還並びに実践型カリキュラムという観点の実質的な保証と北海道や全国の教育課題(子どもたちの学力・体力、いじめ・不登校、学校の小規模化、道德教育、小中一貫教育、小学校英語教育等)への対応について、不断の点検と見直しを行うため、外部有識者や学生等による意見を取り入れた評価の仕組みを構築する。
- ② 学生の主体的・能動的学修を実質化するため、第2期中期目標期間に教職大学院等で培った双方向遠隔授業システムのノウハウを活かしつつ、学校現場の活用も見据えた教育方法の改善(アクティブ・ラーニング、ICT教育の導入等)に取り組み、学生の学修時間を確保・増加させる。
- ③ グローバル化への対応や食育、防災・安全教育等、時代のニーズを反映した様々な課題に対する学びに対応するため、全学の教員による教育研究組織を設置し、テキスト作成や授業方法並びに教材の開発を行う等の研究を進め、それらを学生教育に反映させる。
- ④ 学生の自学自習を促すために、学修活動を厳格に評価する方法(ルーブリック等)を導入して、学修成果を把握させるためのフィードバックを行う。
- ⑤ 教育課程編成基準に定めた課程・学科ごとに開設する教養教育科目がその目的と合致しているか検証し、その課題を踏まえて、ステークホルダーの意見を取り入れながら授業内容(シラバス)を充実・改善する。

- 学校臨床研究の試行等を通じてICT教育の研究を開始するとともに、厳格な評価基準であるルーブリックを取り入れたモデルシラバスを作成することで、導入に向けての素地を整える。

【2】 高度な教員養成機能の拠点的役割を担い、学生の実践的な指導力・展開力を確保するため、教育委員会等のニーズを踏まえ、教育課程及び教育研究組織の見直しを進め、教員就職率について、教職大学院 90%、修士課程 70%を確保する。

- 修士課程及び教職大学院に対する社会的なニーズを把握するため、中央教育審議会答申の中で創設を求めている教員育成協議会(仮称)の設置に向け、教育委員会と協議を行い、教員育成協議会(準備会)の設置を目指す。

【3】 大学院段階においては、高度な教育者及び研究者の基礎教養として、教育・研究に関する高い倫理観や規範意識を醸成するとともに、共感的理解や協働のためのコミュニケーション力を高め、困難な教育課題に対応しなければならない。こうした観点から大学院の改革にあたり、教育学研究科修士課程の教養教育の在り方を検討して、教養教育(「研究倫理と調査手法(仮称)」等)をカリキュラムに位置づける。

- 修士課程の学生に必要な研究倫理教育・コンプライアンス教育の在り方について、す

でに大学院のカリキュラムの中で実施している他大学の調査を行う等、導入に向けた検討を行い、実施内容（試行案）を確定する。

【4】 教育資源を効果的・効率的に活用するため、第2期中期目標期間に北海道内の7国立大学との連携により開始した、双方向遠隔授業システムと単位互換制度を利用した教養教育、留学生への入学前準備教育等を充実させる。

- 本学既提供教養科目を継続的に提供するための方策を検討・実施するとともに、新規提供教養科目の開拓を進める。
- 北海道地区の国立大学と連携し、入学前（入学時を含む。）に行う留学生を対象とした準備教育等に取り組むとともに、平成30年度からの新たな入学前実施教育の実施方法等について検討を行う。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【5】 教員養成課程及び学科のアクティブ・ラーニング等を担当する、実務経験豊富な教員（学校臨床教授等）を増やし、また、教育実習やインターンシップ等の現場での指導に当たる教員（教育実践コーディネーター等）を新たに配置して、学生教育の質向上を図る。そのために従来の非常勤講師の配置を見直し、専任教員を中心とした教員配置を実現する。これにより、非常勤講師の担当時間数を第3期中期目標期間の各年度において、前年度実績以下に削減する。

- 教員養成課程において、「平成28年度の非常勤講師手当配分方針」に基づき、授業科目の精選及び体系的カリキュラムの構築に継続的に取り組むとともに、学科においては、設置認可時の「留意事項」を踏まえて、教育課程の見直し等に向けた検討を進める。

【6】 ミッションの再定義では、学校現場での指導経験のある大学教員を30%にしていたが、教員養成課程における実践的指導力のより一層の育成・強化を図るため、35%を確保する。

- 4月1日現在における学校現場での指導経験のある大学教員の割合を調査の上、平成33年度末までの定年退職予定教員数を踏まえた各年度における割合を調査するとともに、学校現場での指導経験のある者に特化した採用方法等について、教員人事委員会で検討を行い、直ちに実現可能なものを採用人事計画に反映させる。

【7】 教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図るため、附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを第2期中期目標期間に開発した。第3期中期目標期間では本格的に実施し、第3期中期目標期間末には学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員を100%にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- 教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図るため、附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを実施のうえ、成果と課題を明らかにする。

【8】 学生の主体的・能動的学びを促進するため、ラーニングコモンズの整備やe-ラーニングで利用可能なデジタルコンテンツの拡充等学修環境を整備する。

- 平成27年度に整備された附属図書館旭川館ラーニングコモンズの利用実態調査を行うとともに、他大学ラーニングコモンズの調査研究を行う。
- 現状の学修環境及び学生の学修時間の実態を把握する。また、ICT教育及びアクテ

ィブ・ラーニング等の教育方法の検討を行い、「ICT活用の手引き」を改訂する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 【9】 第2期中期目標期間において、授業料全額免除基準該当者のうち全額免除許可者の割合が10%に満たない状況もあったことから、第3期中期目標期間は、経済的理由により、修学困難な学生を支援するため、授業料免除予算を確保し、全額免除許可者の割合を15%以上とする。
- 家計困窮度の高い者への全学免除割合を増やすため、授業料免除の選考方法の見直しを行うとともに選考基準の見直しを検討する。
- 【10】 学生生活上の課題や心身の健康上の困難を抱えた学生（以下、「困難を抱えた学生」という。）をサポートするため、全学的な支援体制を整え、以下の取組を進める。
- ① 困難を抱えた学生等を早期に把握するため、健康調査（スクリーニング）を実施する。
 - ② 困難を抱えた学生に応じたサポートをするため、教職員間の連携を図るチームを結成する等、キャンパスにおける組織的な支援体制を構築する。
 - ③ 困難を抱えた学生へのサポートを充実させるため、全学及びキャンパスにおける支援体制の在り方を検証する。
- 困難を抱えた学生等の状況を把握するため、健康調査（スクリーニング）を実施するとともに、他大学の学生相談体制等を調査・研究し、本学の組織的な支援体制の更なる充実に向けて、検討資料を作成する。
- 【11】 課外活動が人間的成長を促し、キャリア形成の上からも重要であることを理解させる「課外活動ハンドブック」の作成・配付を行い、学生の自主的活動を活性化させるとともに、課外活動の施設整備と活動補助のための予算を確保して、学生団体等への加入率を60%程度に高める。
- 課外活動が人間的成長を促し、キャリア形成の上からも重要であることを理解させるため、「課外活動ハンドブック」を作成するとともに、学生への効果的な浸透策をまとめる。
- 【12】 法令遵守やハラスメント防止について、学生に十分に理解させるとともに、より多くの学生への浸透を図ることを目的として、学生の企画による研修会、リーダー研修受講者による講習会等を実施する。また、学生団体結成の際の条件として、リーダー研修会受講を平成29年度までに義務化させる。
- 学生が法令遵守やハラスメント防止を十分に理解するための取組及び学生団体結成に関する取扱いを検討し、研修会等の実施内容や学生団体結成の取扱いの見直し（案）をまとめる。
- 【13】 学年進行に沿ったキャリア形成プロセスを明確にして計画的なキャリア支援を行い、併せて学生自身が目標や到達地点を確認できるようにしながら、以下に掲げる就職率を実現する。
- ① 教員養成課程においては、1～2年次で学生に教員としての意識付けを行うため、授業科目「キャリア開発の基礎」を開講し、3～4年次では教員採用試験に向けて、より実践的な講座として、教員就職対策特別講座や個別面接指導を実施する。上記のように、計画的にキャリア支援を行うとともに、教員採用試験に精通した相談員を配

置し、きめ細かな就職指導を行い、結果として教員就職率 75%を確保する。

② 学科においては、キャリア教育に関する授業科目として、「キャリアガイダンス」「キャリア開発」「進路開発の実際」等を 1 年次から 4 年次まで体系的に開講し、社会人基礎力を涵養する教育を行うとともに、民間企業の人材養成等に精通した相談員を配置し、業界研究や面接指導等、きめ細かな就職指導を行い、就職希望者に対する就職率を少なくとも 90%確保する。

○ 全学的に体系化されたキャリア形成支援や学生に必要な就職支援を検討するため、情報収集を行う。また、学生自身が目標や到達地点を確認し、計画的にキャリア形成を行うことができるよう、学部 1 年から 4 年までのキャリア形成のプロセスを可視化したチャートの作成を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【14】 高大接続を重視する新しい入学者選抜方法へ見直すため、新たに入試戦略室（仮）を設置して入試アドミニストレーターを配置し、入学者として相応しい能力・意欲・適性について分析・研究するとともに、研究成果を入試制度改革に取り込む。

① 教員養成課程においては、平成 28 年度入学者選抜方法の変更による入学者の学力等の検証を行い、質の高い教員養成に向けた能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法へ改善する。

② 学科においては、学科完成の平成 29 年度までの入学者の学力等の検証を行い、国際的視野を持った地域で活躍できる人材（国際地域学科）及び地域再生の核となる人材（芸術・スポーツ文化学科）の養成に向けた能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法へ改善する。

○ 本学の入試に関する調査分析及びこれらに基づく入試改革を推し進めるために入試アドミニストレーターを配置し、入学者として相応しい能力・意欲・適性についての分析・研究を開始する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【15】 学部全体として、へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育、理数科教育等学校教育に密着した研究に対して重点的に学長戦略経費を投入し、その研究成果を学術的に発信するだけでなく、本学の教員養成教育の充実のために活用し、地域の様々な教育課題の解決に応用する。

さらに、学科においては、ステークホルダーの意見を取り入れる仕組みを作り、地域に貢献する人材養成プログラムの開発を行う。また、地域や文化価値に関する現代的・学際的探求を進め、研究成果を地域の様々な課題解決に活用し、地域の国際化や芸術・スポーツ文化による「生き甲斐・健康・まちづくり」等地域の活性化及び振興に寄与する。（戦略性が高く意欲的な計画）

○ 学部全体及び学科として取り組む研究に対し重点的に研究費を配分する「重点分野研究プロジェクト」枠を学長戦略経費の中に新設し、学校現場や地域等の課題解決に資する研究を支援・促進する。

【16】 教員養成を行う全国の大学・学部に対して、HATO プロジェクトの研究成果を生かし

て、特に本学が取り組む「小学校英語教育の指導力向上」及び「へき地・小規模校での現職教員支援」等についての中心的役割を担いながら情報提供を行い、継続的に相互交流と相互支援を実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- 小学校英語教育及びへき地・小規模校教育の成果を積極的に情報発信するとともに、本学教員による出前授業の実施等により、HATO4大学を中心とした相互交流等を行う。
- 【17】 教員養成を行う大学、全国の学校、教育委員会等からの要望に対応する現在の重要な教育課題及び新たに提起されてくる問題の解決を行うために、解決に寄与するカリキュラム・教材・指導法等の方策を具体化する。
- HATOプロジェクトの成果について、出前授業の実施や小学校英語教育に関する授業コンテンツ等を拡充する。
- 【18】 全国の学校教育の質の高度化や地域の特質へ適合した教育の実践を実現するために、HATO 構成4大学を中心に教育委員会等現場と連携し、地域や現場のニーズに対応した課題解決に向けて、セミナーや講習会等を実施する。
- HATOプロジェクトの成果を活用し、教育委員会と連携し、現職教員へのセミナーや講習会等を企画する。
- 【19】 「教育実習前 CBT (Computer Based Testing)」を、HATOの4大学をはじめ、多くの教員養成系大学と連携し、運用・実施する。
- 教育実習前 CBT の試行を実施し、試行結果の整理及び運営組織の検討を行うとともに、HATO4大学による作問等の連携の在り方及び教育実習前 CBT 活用にあたっての課題を整理する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【20】 第2期中期目標期間中に配置した「研究支援コーディネーター」を充実・発展させ、新たに研究戦略室（仮）を設置し、事務局体制や教員と事務職員の連携等を強化する。また、リサーチ・アドミニストレーターを配置し、教育や地域の課題解決と地域の成長・発展に資する研究を企画・管理・支援するとともに、若手研究者の研究、海外ネットワークの形成、海外との共同研究等を推進する。
- 研究戦略室（仮）の設置やリサーチ・アドミニストレーターの配置に向けた調査・検討を行い、平成29年度以降の研究支援の組織体制や教員養成大学に適したリサーチ・アドミニストレーターの在り方等を立案する。
- 【21】 グローバル化への対応や食育、防災・安全教育を含め、新たな学びのニーズに関する情報を積極的に収集・研究し、その成果をテキスト・教材等として可視化するとともに、本学全体の研究に関する広報にも積極的に取り組む。
- これまで学術研究推進室で重点的に行ってきた研究プロジェクトについて、その成果を可視化して積極的に発信する。また、新たな学びのニーズを踏まえて選定した研究テーマについて戦略的に推進・支援する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 【22】 地域における知の拠点として、相互協力協定先及び各教育機関・団体と連携・協働して、第2期中期目標期間においては、下記の特徴ある地域振興イベント等や学校支援・地域教育支援を実施してきた。第3期中期目標期間においても、引き続き相互協

力協定先及び各教育機関・団体と連携・協働した事業を実施する。

- ① J Aグループ北海道と連携した教員養成3キャンパスにおける食育体験事業（稲作・酪農体験塾等）
 - ② 遊びを通じたスポーツ普及事業（岩見沢校あそびプロジェクトや4者連携事業における「健康増進プロジェクト」）
 - ③ ミュージックキャラバン等地域における音楽振興事業
 - ④ 北海道立美術館と連携した美術展，展覧会鑑賞を通じた芸術（美術）教育等
- 第2期中期目標期間において全学及び各キャンパス等が企画・実施してきた事業内容を精査・分析の上，全学として体制を整備し，方針の作成，役割の分担等の素案を作成する。
- 【23】 北海道の学校教育における課題であるへき地・小規模校教育並びに学力及び体力向上に対応するため，各教育委員会，教育研究所及び学校と連携を図り，地域の実情に応じた取組を取り入れた学生ボランティア派遣事業，並びにへき地校体験実習を実施する。
- 第2期中期目標期間の各事業における課題点等を整理し，それを踏まえて方針の検討及び体制強化の構築を図りながら，事業を遂行する。
- 【24】 教育委員会や北海道立教育研究所等との連携協力関係を深化させ，各種教員研修に本学が大学院レベルの研修を共同で実施する。その研修を本学の大学院教育に位置づけて単位化し，研修の積み重ね等により大学院の履修を進める，新たな大学院長期履修制度を創設する。
- 教育委員会や北海道立教育研究所等と本学で共同実施する大学院レベルの研修を検討するため，教育委員会等が求める大学院レベルの教員研修に対するニーズを把握する。

4 その他の目標を達成するための措置

（1）グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 【25】 グローバル化に対応できるリーダーの育成を目的として開講している「グローバル教員養成プログラム（1学年定員60名）」充実のため，受講学生が卒業する際にプログラム修了認定の要件となる語学基準（TOEIC 860点相当）に到達する割合を70%以上とする。
- また，北海道教育委員会が主催し，全国的に評価されている「イングリッシュキャンプ」にグローバル教員養成プログラム受講学生が参加することで，早い段階から学生に実践的能力を育成させる。
- さらに，英語教育全体の充実を図るため，小学校教諭1種免許状を取得して卒業する学生の語学スコアの基準をTOEIC 570点相当，中学校教諭1種免許状（英語）を取得して卒業する学生の語学スコアの基準をTOEIC 730点相当に設定し，この基準に到達する学生の割合を80%以上とする。（戦略性が高く意欲的な計画）
- 対象学生の語学スコアの現状を把握するためのTOEIC受験体制を整え，語学基準到達のための具体的方策を検討する。
- 「グローバル教員養成プログラム」受講生の実践的能力を育成するために「イングリッシュキャンプ」の参加を促す。
- 【26】 留学生の派遣・受入の拡大を図るため，海外の協定締結大学等と連携し，相互に相

手先の大学で授業を行うための「共同教育プログラム」(学部・大学院での単位取得を目的とするもの)や「海外教育実習プログラム」(海外での教育体験を主としたもの)等、新たなプログラムを開設するとともに、クォーター制等の新しい学事暦を導入して、海外派遣留学生及び海外受入留学生をそれぞれ年間 150 名に増やす。(戦略性が高く意欲的な計画)

- 留学生の派遣・受入の拡大を図るための体制について、課題等を整理し、「共同教育プログラム」や「海外教育実習プログラム」等、新たなプログラム開設のための調査を実施し、具体的方策の検討を行う。

【27】 海外の協定締結大学等と連携して、先進的教育手法を持つ英語教員を講師として招聘し、学生対象の英語能力強化プロジェクト、大学教員対象の英語による授業の教授法等に関する研修、職員対象のビジネス英語研修をそれぞれ実施する。さらに、グローバル化に対応した取組を一層推進するため、大学教員を対象とした海外研修制度を充実する。また、海外の大学との連絡調整、学生の海外派遣、留学生受入業務等のグローバル化対応業務の円滑化を図るため、事務職員の海外語学研修経験者を 20%以上とし、その経験者を各キャンパスに複数名配置する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- 学生、大学教員及び職員を対象とする海外の協定締結大学等と連携した研修等について、検討を進めるとともに、現在実施している大学教員対象の海外研修制度の成果、課題等について検証する。
- 海外の大学との連絡調整、学生の海外派遣、留学生受入業務等のグローバル化対応業務の円滑化を図るため、4名程度の事務職員を海外語学研修に派遣し、成果を明らかにする。

【28】 開発途上国の課題の一つとなっている初等教育段階からの理数科教育の向上について、本学として貢献するため、文部科学省・JICA・JICE 等と協力し、関係諸国からの教員研修生を附属学校で受入れ、日本の学校のしくみと役割や理数科の授業改善に向けた取組について学び、母国の子供たちへの学習意欲を促す理数科授業の構築や、それを学習指導案として表現できる能力の形成を目標とする研修事業を実施する。

また、大学教員及び附属学校教諭を開発途上国に派遣し、理数科教育における公開授業、授業検討会、教材開発ワークショップを実施するとともに、これらの事業にスタッフとして学生を派遣する。

- JICA と連携し、研修員受入事業「初等理数科教授法」を継続して実施するとともに、平成 26 年度から実施している草の根技術協力事業「サモア国問題解決型授業の展開プロジェクト」を完了する。また、平成 28 年度から、研修員受入事業「へき地教育振興」を新規に実施する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【29】 北海道教育委員会と連携し、「授業実践交流事業」を平成 25 年度から実施しているが、第 3 期中期目標期間にはさらに充実させていく。北海道公立学校教員の授業力向上に寄与するために、附属学校教員が各地区公立学校での出前授業、校内研修の講師を担当するとともに、公立学校教員による附属学校の授業観察を日常的に受け入れる。

- 旭川地区で取り組んでいる「道徳」の小中一貫をめざす教育課程を他の地区でも実践、検証するとともに、授業実践交流事業の出前授業や校内研修を通して発信していく。

- 【30】 小学校における英語教科化への準備として、小学校英語の教育課程・指導法・教材の開発、及び中学校における英語教育の在り方に関する研究を進めるために、大学教員と4附属小学校、4附属中学校の教員でプロジェクトチームをつくり、研究に取り組んでいる。第3期中期目標期間には、この研究の成果（評価基準ともなる小学校各学年のCan-Doリスト、ICTを活用した蓄積型発展教材スノーマン）の検証、改善を図り、道内の公立学校に普及させるとともに、学部の教員養成カリキュラムに組み込み、附属学校教員も授業を担当する。
- 中学校英語と円滑に接続させるために、小学校各学年の評価基準でもあるCan-Doリスト及び蓄積型発展教材スノーマンを完成させる。
- 【31】 校園長（大学教授兼任）が附属学校園に軸足を置いて学校運営ができるように、学内での委員会業務及び授業時間数を平成25年度から軽減（非常勤講師予算を措置）している。第3期中期目標期間においてもこの措置を継続し、各キャンパス長との定期的な連絡協議を実施するとともに、附属学校の機能強化を図るため、専任校長を置く。
- 校園長が附属学校園に軸足を置いて学校運営ができるように、正副校園長の新任研修を実施するとともに、校園長会議を開催して情報や課題を共有する。
- 【7】 教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図るため、附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを第2期中期目標期間に開発した。第3期中期目標期間では本格的に実施し、第3期中期目標期間末には学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員を100%にする。
- （再掲）（戦略性が高く意欲的な計画）
- 教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図るため、附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを実施のうえ、成果と課題を明らかにする。（再掲）
- 【32】 教育実習に必要な知識や技能を習得した上で教育実習に参加できるように、第2期中期目標期間に「教育実習前CBT（Computer Based Testing）」を開発した。第3期中期目標期間にはこれを実施し、「教育実習前CBT」を受けて一定の基準に達した学生を附属学校園で実習生として受け入れ、実習評価基準の見直し等大学の教育実習委員会と協議して、実習評価を厳格に行う。
- 平成29年度の「教育実習の手引き」に明記するため、教育実習評価基準見直しのためのワーキングチームを立ち上げて検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 【33】 第2期中期目標期間のガバナンス改革において、各校に設置していた教授会を廃止し、教授会審議事項を精選した上で、教育学部、大学院にそれぞれに1つの教授会を設置した。また、各校担当副学長であったキャンパス長やその他教育研究組織の長の選考方法については、推薦方式ではなく、学長任命とした。

第3期中期目標期間においては、上記1から4の教育、研究、社会貢献及びその他の目標達成に向けて、学長のリーダーシップが一層発揮できるよう、平成29年度末までに、戦略を立案する「大学戦略室」を設け、学内組織の強みや弱み等を分析するIRセンター（仮）と連携して、大学経営を戦略的・効果的・機動的に進める。

また、業務改善の推進及び人的資源の有効活用の観点から、学生生活の相談に何でも対応できる学生支援コンシェルジュ、研究推進等のためのリサーチ・アドミニストレーター及びカリキュラムの開発支援のための専門職員を育成し配置する。

- 「大学戦略室」の設置に向けて、戦略的な大学改革を推進するために設置されている学長室の再編を踏まえ、現状の分析と見直しを実施する。また、業務改善の推進及び人的資源の有効活用の観点から、学生支援コンシェルジュ、リサーチ・アドミニストレーター及びカリキュラム開発支援のための専門職員等の専門的な業務を担う職員をどう育成・配置するか等について検討を進め、計画を立案する。

【34】 社会や地域のニーズを法人運営に的確に反映させる方途の1つとして、経営協議会の学外委員等による5キャンパスの訪問、及び学外委員とキャンパス教職員との意見交換の場を設け、学外者からの提言を大学運営に活かす。

- 社会の多様なニーズを踏まえた大学の経営を確保する観点から、経営協議会の学外委員による、キャンパス訪問及び意見交換を計画的に実施し、各キャンパスにおける大学経営上の課題等を明らかにし、必要に応じ、改善を図る。

【35】 これまでの教員評価制度は、自己点検評価及び所属長における評価により、教員を総合的に評価してきたものであるが、第3期中期目標期間においては新たな制度として、これらの評価に加えて、学生等のステークホルダーによる評価、学長の評価及び教育研究活動等による評価を3年に一度実施する。評価結果は、教員の処遇（昇給・勤勉手当）や学長表彰等に反映させ、教員各自の教育研究力の向上・改善につなげる。

- 社会のニーズを踏まえた教育・研究・社会貢献を効果的に行うため、教員評価制度を見直し、新たな評価方法・項目を定め、試行する。

【36】 第2期中期目標期間においては、国立大学協会が掲げる女性教員の割合20%を達成するために、広報活動の推進及び女性教員の積極的な採用方策を定めた「女性教員採用促進のためのポジティブ・アクション」を制定し、推進してきたものであるが、教員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在で18.7%であった。また、第2期中期目標期間（平成27年4月1日現在）では、役員は全員男性であり、管理職に占める女性の割合は、11.6%であった。

第3期中期目標期間においては、女性役員の割合を14.3%以上、管理職に占める女性の割合についても14.0%以上を確保するとともに、教員に占める女性の割合を20%以上確保する。

- 男女共同参画に関する経費助成を行うとともに、効果的な経費助成の在り方を検討する。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組を実施する。

【37】 厳格な経営監視体制を構築するため、監事への情報提供システムの構築や重要な会議への参画を定着させ、監査項目を見直し、監事監査の実効性を高め、組織運営の改善を行う。

- 厳格な経営監視体制を構築するための方策の一つとして、監事による監査計画作成、全キャンパスの監査、監査報告作成、改善措置の確認を取り入れた監査の実施により、監査結果への対応措置状況を検証する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【38】 第3期中期目標期間中の教員の採用動向を踏まえ、教員採用数や教員就職者数等を

検証し、教員養成課程の規模について見直しを行う。

- 第2期中期目標期間から平成28年度までの道内公立学校等の教員採用数や本学学生の教員就職者数等の結果から、第3期中期目標期間中の教員需要及びそれに対する本学学生の教員就職者数等を推定する。

【39】 北海道の地域特性を活かし、地域の教育課題を解決していくための高い実践的指導力を持った教員の養成を担う大学としての役割を踏まえ、教育学研究科の教育研究組織とその規模を見直す。

- 平成29年度に教職大学院を函館キャンパスに開設するための準備を行う。また、修士課程の見直し及び教職大学院の機能強化の構想をまとめる。

【40】 教育の質の高度化を図るため、日々の教育現場の課題を解決する「実践知」を探求し、課題解決への道を提案する「研究する教育実践者」の養成について、他の教員養成大学・学部と連携した組織化のための研究を行う。

- 他の教員養成大学と連携しつつ、全国的視野からの研究組織を置く。今日的な教育課題の解決に導くことを可能にする「研究する教育実践者」の養成像及び対象とする研究領域について検討する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【41】 第2期中期目標期間のガバナンス改革において、各校毎に設置していた教授会を廃止し、教授会審議事項を精選した上で、教育学部、大学院にそれぞれに1つの教授会を設置した。また、各校担当副学長であったキャンパス長やその他教育研究組織の長の選考方法については、推薦方式ではなく、学長任命とした（再掲）。さらに、各種委員会の目的・役割を明確化するとともに組織構成についても見直した。

第3期中期目標期間においては、上記ガバナンス改革による規則改正に沿って、本部、キャンパスの事務組織や各種委員会における事務の役割・在り方について、効率化の観点から、適宜点検を行い、改善策を実施していく。

また、北海道地区の国立大学との業務の共同実施や事務処理の改善・見直し等を推進する等、事務の効率化・合理化と業務改善を行う。

- ガバナンス改革による規則改正に沿って、本部、キャンパスの事務組織や各種委員会における事務の役割・在り方について、効率化の観点から、適宜点検を行い、改善策を実施していく。また、業務改善を行うために問題点の洗い出しや現状把握を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【42】 自己収入増加のため、以下の取組を進める。

- ① 学外との共同研究、科学研究費助成事業、奨学寄附金等の外部資金を積極的に獲得するため、教員と職員が協働し、研究助成関係の公募に積極的に応募する体制を強化する。
- ② 外部資金・寄附金獲得のためのファンドレイザーを配置するとともに、引き続き、寄附金（基金）3,000万円以上の獲得に取り組む。
- ③ 第2期中期目標期間の後半から実施した卒業生・修了生等に係る証明書発行の有料化を、引き続き行う。

- 外部資金を獲得するための申請書作成や契約手続き等に係る事務的な支援の充実により、教員と職員の協働や連携を強化し、外部資金獲得額の増加を図る。
- 道内各地の企業を中心にファンドレイザーによる募金活動、寄附者の利便性向上を図るためにクレジットカード決済システム（仮称）の導入、大学 HP 等での広報活動を通して、自己収入の増加を目指す。また、卒業生・修了生等に係る証明書発行の有料化を、引き続き行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 【43】** 第2期中期目標期間は北海道内の国立大学と7件の共同調達を実施し、共同調達によるスケールメリットの活用（調達コスト低減）及び業務負担の軽減を図った。第3期中期目標期間には第2期中期目標期間中の効果的な共同調達を継続するとともに新たな共同調達の実施、省エネ等の推進、コスト意識の徹底により、業務費に対する一般管理費比率について、全国11教員養成系大学における平均値（平成26年度4.22%）以下に抑制する。
- 第2期中期目標期間中の効果的な共同調達の継続、道内国立大学法人と、平成29年度新規共同調達予定である事務用パソコンの一括リースの実施へ向けた準備を行う。また、6ヵ年の照明設備LED化事業計画を策定のうえ、当該計画に基づく第1期事業の実施及びコスト意識の徹底を図るために全学に対して管理経費削減に向けての周知を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 【44】** 平成28年度には建築後30年を超過する未改修の建物が全体面積の約44%となる見込みである。施設の老朽化に伴って、多様化する新たな教育研究へ対応するためのスペース創出や、安心・安全な環境の確保が課題となる。これらの資産を有効に活用するために、第2期中期目標期間には、施設・設備の点検・評価及び必要かつ計画的な整備による予防保全を前提とした運用管理を行うため、「施設維持管理マニュアル」による施設等の定期点検・評価を実施することによって、資産の点検体制を構築した。
- 第3期中期目標期間においては、引き続き予防保全による計画的な維持管理体制を基盤として、定期的な見直しによるキャンパスマスタープランの充実並びに資産の用途・目的について点検・評価を行う。
- また、ライフサイクルコストによる費用対効果に基づく資産運用方針を策定し、更なる学外者の利用を促進することにより、土地及び建物の貸付による収入を第2期中期目標期間の平均に比し、10%以上増加させる。
- 建物の建設から解体処分までに要する光熱水料、修繕費、保全費等を含む総費用（ライフサイクルコスト）に関する官公庁、民間企業における取組について調査を行い、費用対効果に基づく資産運用方針を策定するとともに、学外者の利用促進のため、現行の施設利用の状況整理及び官公庁等における施設貸出の調査を行う。
- 【45】** 資金運用による運用益を獲得するために、第2期中期目標期間には、適切なリスク管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用（Jファンド）を行う中で単独の運用より有利な運用と考えられる運用を69回実施し、総額270万円の運用益を獲得した。第3期中期目標期間においても、引き続き、適切なリスク管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用に積極的に参画し、安定的な運用

益の確保に取り組む。

- 適正な資金管理のもと、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用（Jファンド）を毎月1回以上積極的に行い、最大限の運用益の獲得を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【46】 大学の教育を中心とした諸活動における質保証について、国内外の事例や他大学における取組の調査及び研究を行い、大学教育の質の向上に結びつけるシステムを構築し、そのシステムの有効性について検証を行う。

- 内部質保証システムを確立するため、国内外における大学教育の質の保証に関する状況の把握や他大学における取組を調査する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【47】 大学が地域に開かれた身近な存在として広く理解されるために、地域の教育研究活動拠点として、大学における学生生活の様子や現職教員への支援等の取組のほか、キャンパスが所在する地方公共団体等と連携した地域振興イベントによる広報活動等を、動画等を用いながら大学公式 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）により積極的に情報発信する。特に、大学公式 SNS として平成 26 年度より活用している Facebook においては記事を年間約 60 件掲載する。

- 広報学生モニターを活用し学生の声を取り入れた広報活動を行うとともに、積極的な情報発信と情報共有を強化するために、他大学での取組状況について調査する。大学紹介動画の作成を試行し、動画を活用した情報発信を進める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【48】 環境に関わる世代間の平等を尊重する社会人の育成に努めるため、第 2 期中期目標期間においては、将来にわたって環境負荷の低減を確実に実施するための方策として、平成 32 年度までを対象期間とする行動計画を作成・実施した。

第 3 期中期目標期間においては、キャンパスマスタープランの定期的な見直しと併せ、引き続き行動計画に基づくソフト面で環境負荷の低減対策を実施するとともに、積雪寒冷地帯において必要不可欠な暖房設備については、「計画的な維持管理に関する施設マネジメント」に基づき中長期の保全計画を策定する。また、老朽化の進んだ施設の使用燃料を、より環境負荷の低いものへ転換し、温室効果ガスの排出量を削減するためのハード面での低減対策に取り組む。

- 「地球温暖化対策に関するキャンパス行動計画」における平成 28 年度計画を策定し、公表する。また、札幌キャンパスの暖房設備等について点検を行い、中長期の保全計画を策定し、老朽化した暖房設備の更新及び環境負荷の低い燃料へ転換するための大規模改修に係る予算要求を行うとともに、小規模な暖房設備等の改修を進める。

【49】 地域における国立大学の役割は、人材養成のみならず、地域との共生及び開かれた空間を含む、魅力あるキャンパス環境の形成である。第 2 期中期目標期間においては、自然との調和を図り、持続可能なキャンパスと快適な生活環境を形成するため、環境

負荷の低減と、学生・教職員の協働による、キャンパス環境を向上させるための施設整備（構内美化）を推進したが、老朽施設の根本的環境負荷低減対策には、補助金等による大型改修が必要である。

第3期中期目標期間においては、定期的な見直しによるキャンパスマスタープランの充実と併せ、国の財政状況等を踏まえた上で、建築後30年を超過する未改修の建物について、計画的な維持管理に関する施設マネジメントに基づき中長期の保全計画を策定し、環境負荷低減に資する老朽改善を推進するとともに、さらに安全・安心かつ教育研究の質を向上するための環境構築に取り組む。

- 建築後30年を超過する未改修の建物に係る中長期の保全計画について見直しを行い、建物の老朽改善のための大規模改修に係る予算要求を行うとともに、老朽改善に係る小規模改修を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【50】 安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指すために、第2期中期目標期間においては、校舎津波避難施設化事業、備蓄庫・備蓄物資の整備、及び受水槽の防災機能強化を行うとともに、大学構成員の大規模災害に対する危機管理意識の啓発を行うために、「大震災対応マニュアル」、「危機管理ガイドライン・個別マニュアル」等の点検・整備を行い、「大規模地震発生時における時系列行動計画」による総合防災訓練、危機管理に関する講演会を実施した。

第3期中期目標期間においても、引き続き、安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指すために、附属学校体育館の災害時の避難場所等を確保するため、建物を単体で使用できるよう、玄関、多目的トイレ及び倉庫の設置に必要な一部増築整備を行うとともに、大学構成員の大規模災害に対する危機管理意識の啓発を行うために、「大震災対応マニュアル」、「危機管理ガイドライン・個別マニュアル」等の点検・見直しを行い、「大規模地震発生時における時系列行動計画」による総合防災訓練、危機管理に関する講演会を実施する。

- 附属学校体育館を災害時の避難場所等として確保するため、玄関、多目的トイレ及び倉庫を設置して、一体として使用するための一部増築整備に係る予算要求を行う。
- 「大震災対応マニュアル」を踏まえ、各キャンパスの特性に合わせた避難方法をマニュアルとして整備するとともに個別マニュアルの点検・見直し、総合防災訓練及び職員の危機管理に関する意識の向上を図るための危機管理に関する講演会を実施する。

【51】 適切な環境で修学及び勤労ができるよう、人権侵害防止対策として、各種ハラスメントへの理解度を測るアンケートを実施し、人権侵害に関する意識の啓発を行うとともに、新たに義務づけられたストレスチェックの実施結果に基づき、適切な安全衛生管理上の措置を行い、環境整備を充実させる。

- メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とし、新たにストレスチェックを実施する。

【52】 情報セキュリティ基盤の整備及び情報セキュリティに関する利用者教育を行うため、第2期中期目標期間には、CISO（最高情報セキュリティ責任者）の設置、セキュリティポリシーの整備及び情報セキュリティ講習会を行ってきた。第3期中期目標期間には、より一層の情報セキュリティの確保が図られるよう、情報テクニカルスタッフを配置し、

情報セキュリティに関する教育・啓蒙を継続的に実施するとともにサイバー攻撃への対応体制を強化する。

- 既存の「情報セキュリティに係る利用者教育計画」を見直し、第3期中期目標期間中の計画を策定する。また、次世代型サイバー攻撃に対応しうる体制の整備に向け、検討を開始する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【53】 不正防止体制、個人情報の管理体制及び情報セキュリティシステムについて現状・課題を把握し、改善充実を図るための有効な方策を検討し実施するとともに、服務規律や適正な経理について教職員に対し研修を実施することにより、法令遵守等に関する周知徹底を行う。

- 不正防止体制、個人情報の管理体制及び情報セキュリティシステムについて現状・課題を把握する。また、教職員に対し服務規律に関する研修や適正な経理についての研修を実施することにより、法令遵守等に関する周知徹底を行う。

【54】 第2期中期目標期間においては、「公的研究費の不正使用防止に関する説明会」の受講を義務化し、受講しない教員に対しては、「競争的資金等の申請・使用を認めない」「学内予算による教員研究費を一切配分しない」等の措置をとってきたが、それを継続するとともに、改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、教員や学生に対する倫理教育を義務化する等、不正を事前に防止する取組をさらに強化する。

- 第2期中期目標期間における取組を継続するとともに、研究倫理教育の充実のため、CITI Japan の利用を開始する。また、公的研究費の公正な使用を徹底するため、文部科学省が公表している不正事案を参考に、学内向けの不正防止マニュアルを更新する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1,688,060 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

- 重要な資産を譲渡し、または担保に供する計画
計画の予定なし。

IX 剰余金の使途

- 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
 - ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・ 屋内運動場等耐震改修 ・ 小規模改修	総額 85	・ 施設整備費補助金 (41) ・ (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (44)

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 人事に関する基本方針
 - (1) 4月1日現在における学校現場での指導経験のある大学教員の割合を調査の上、平成33年度末までの定年退職予定教員数を踏まえた各年度における割合を調査するとともに、学校現場での指導経験のある者に特化した採用方法等について、教員人事委員会で検討を行い、直ちに実現可能なものを採用人事計画に反映させる。
 - (2) 教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図るため、附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを実施のうえ、成果と課題を明らかにする。
 - (3) 海外の大学との連絡調整、学生の海外派遣、留学生受入業務等のグローバル化対応業務の円滑化を図るため、4名程度の事務職員を海外語学研修に派遣し、成果を明らかにする。
 - (4) 「大学戦略室」の設置に向けて、戦略的な大学改革を推進するために設置されている学長室の再編を踏まえ、現状の分析と見直しを実施する。また、業務改善の推進及び人的資源の有効活用の観点から、学生支援コンシェルジュ、リサーチ・アドミニストレーター及びカリキュラム開発支援のための専門職員等の専門的な業務を担う職員をどう育成・配置するか等について検討を進め、計画を立案する。

(5) 社会のニーズを踏まえた教育・研究・社会貢献を効果的に行うため、教員評価制度を見直し、新たな評価方法・項目を定め、試行する。

(6) 男女共同参画に関する経費助成を行うとともに、効果的な経費助成の在り方を検討する。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組を実施する。

(参考1) 平成28年度の常勤職員数 805人

また、任期付き職員数の見込みを 55人 とする。

(参考2) 平成28年度の人件費総額見込み 7,316百万円(退職手当は除く)

(別紙)

○ 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画

(別表)

○ 学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算 (人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	6, 7 5 2
施設整備費補助金	4 1
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	7 3
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	4 4
自己収入	3, 1 0 9
授業料及び入学料検定料収入	2, 9 4 8
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1 6 1
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1 0 4
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	1 0, 1 2 3
支 出	
業務費	9, 8 6 1
教育研究経費	9, 8 6 1
診療経費	0
施設整備費	8 5
船舶建造費	0
補助金等	7 3
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1 0 4
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	1 0, 1 2 3

[人件費の見積り]

期間中総額 7, 3 1 6 百万円 を支出する (退職手当は除く)。

2. 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	9,903
経常費用	9,903
業務費	9,348
教育研究経費	1,714
診療経費	0
受託研究費等	43
役員人件費	99
教員人件費	5,682
職員人件費	1,810
一般管理費	272
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	283
臨時損失	0
収入の部	9,903
経常収益	9,903
運営費交付金収益	6,752
授業料収益	2,055
入学金収益	394
検定料収益	87
附属病院収益	0
受託研究等収益	43
補助金等収益	73
寄附金収益	61
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	161
資産見返運営費交付金等戻入	213
資産見返補助金等戻入	23
資産見返寄附金等戻入	27
資産見返物品受贈額戻入	14
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,439
業務活動による支出	9,235
投資活動による支出	888
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	316
資金収入	10,439
業務活動による収入	10,038
運営費交付金による収入	6,752
授業料・入学金及び検定料による収入	2,948
附属病院収入	0
受託研究等収入	43
補助金等収入	73
寄附金収入	61
その他の収入	161
投資活動による収入	85
施設費による収入	85
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	316

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。

(別表) 学部の学科, 研究科の専攻等

教育学部	教員養成課程 2, 860人 (うち教員養成に係る分野 2, 860人) 国際地域学科 855人 芸術・スポーツ文化学科 540人 人間地域科学課程 330人 (H26募集停止) 芸術課程 120人 (H26募集停止) スポーツ教育課程 60人 (H26募集停止)
教育学研究科	学校教育専攻 48人 (うち修士課程 48人) 教科教育専攻 192人 (うち修士課程 192人) 養護教育専攻 12人 (うち修士課程 12人) 学校臨床心理専攻 18人 (うち修士課程 18人) 高度教職実践専攻 90人 (うち専門職学位課程 90人)
養護教諭特別別科	40人
附属旭川幼稚園	90人 学級数 3
附属函館幼稚園	90人 学級数 3
附属札幌小学校	454人 学級数 15
附属旭川小学校	430人 学級数 12
附属釧路小学校	430人 学級数 12
附属函館小学校	430人 学級数 12
附属札幌中学校	339人 学級数 12
附属旭川中学校	315人 学級数 9
附属釧路中学校	315人 学級数 9
附属函館中学校	315人 学級数 9
附属特別支援学校小学部	18人 学級数 3
附属特別支援学校中学部	18人 学級数 3
附属特別支援学校高等部	24人 学級数 3